与とともに事業に係る債務を引き受けた場合には、特例受贈事業用資産の価額から当該債務の金額を控除した額）に対応する贈与税の納税を猶予する。

(2) 猶予税額の免除

イ 次に掲げる場合には、猶予税額の全額を免除する。

(イ) 特例事業受贈者又は贈与者が死亡した場合

(ロ) 贈与税の申告期限から五年経過後に、次の後継者へ特例受贈事業用資産を贈与し、当該後継者が当該特例受贈事業用資産について本制度の適用を受ける場合

(ハ) 一定のやむを得ない理由が生じたため特例事業受贈者が事業を継続することができなくなった場合

ロ 次に掲げる場合には、猶予税額の一部を免除する。

(イ) 特別関係者以外の者に対し特例受贈事業用資産を一括して譲渡等する場合

(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合

(ハ) 特例事業受贈者の事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全部の譲渡等をしたとき又は特例受贈事業用資産に係る事業の廃止をしたとき

(3) 猶予税額の納付

イ 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。

ロ 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。

(4) その他

イ 特例事業受贈者は、贈与税の申告期限において、青色申告の承認を受けていなければならない。

ロ 特例事業受贈者は、贈与税の申告期限から三年毎に、継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

ハ 特例事業受贈者が贈与税の申告期限から五年経過後に特例受贈事業用資産の全てを現物出資し、会社を設立した場合には、納税猶予を継続する。

ニ その他所要の措置を講ずる。

(六) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条関係）

(3) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(4) 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(5) 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条関係）

(6) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二の二関係）

(7) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の三関係）

(九) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(2) 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八三条の四関係）

(3) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置（租税特別措置法第九一条の三関係）

5 消費課税

(一) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置について、平成三一年一〇月一日以後の特例税率を、ウイスキー及びブランデーについては一キロリットルにつき八〇万円（改正前六〇万円）に、スピリッツについては一キロリットルにつき五〇万円（改正前四〇万円）に、リキュールについては一キロリットルにつき四〇万円（改正前三〇万円）に、それぞれ引き上げることとした。（租税特別措置法第八七条の三関係）

(二) 入国者が輸入する紙巻たばこの税率の特例措置の適用期限を一年延長した上、平成三一年一〇月一日以後の特例税率を、一、〇〇〇本につき一万二、五〇〇円（改正前一万二、〇〇〇円）に引き上げることとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三) 揮発油税の特例税率を一キロリットルにつき四万八、三〇〇円（改正前四万八、六〇〇円）に引き下げ、地方揮発油税の特例税率を一キロリットルにつき五、五〇〇円（改正前五、二〇〇円）に引き上げることとした。（租税特別措置法第八八条の八関係）

(四) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用対象に、下地島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除く。）との間を航行する航空機を加えることとした。（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(五) 自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(六) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用対象に、一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するノンステップバス及びリフト付きバスを加えることとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）

6 その他

特別還付金の支給制度を廃止することとした。（旧租税特別措置法第九七条の二関係）

一二 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係

金融口座情報の自動的な提供のための報告制度を次のとおり整備することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四一条の二及び第四七条関係）

1 報告金融機関等は、その年の一二月三一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地及び特定居住地国、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等の記録用の媒体を提出する方法により、当該報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2 税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

3 報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定する。